

甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)の「2.地域計画の目標」と「3.地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及び実施主体に関する事項」の比較

2. 地域計画の目標	3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及び実施主体に関する事項		
	内 容	実施主体等	実施時期
<p>(1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり</p> <p>タクシーに求められるものは、公共交通機関として社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、まず利用者の満足度を高め、リピーターとなってもらうため接客サービスの向上を目指すものとする。</p> <p>そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図り、協会、会社を含め業界全体をあげて、接客サービス向上のための研修会を実施すべきである。</p> <p>また、新たな需要の喚起については、駅等における近距離乗り場の設置や高齢化社会における個人需要の掘り起こしに向けた取り組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。</p> <p>なお、高齢化社会における個人需要の掘り起こしについては、その実現に向けた取り組みや地方公共団体等関係者からの情報を得ながら地域住民の需要を把握するとともに、バリアフリー対応の教育制度の導入によりタクシーサービスの向上に努める。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>接客サービス向上のための研修会の実施</p> <p>バリアフリー対応の教育制度の導入</p> <p>地理教育の徹底</p> <p>短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR</p> <p>デジタル式GPS-AVM機器導入とそれを活用した効率的配車</p> <p>スクールタクシー運行の推進</p> <p>電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入</p> <p>タクシーPRのためのポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布</p> <p>早朝予約の積極受注の推進</p> <p>チャイルドシートの導入</p> <p>ハイグレード車の導入の推進</p> <p>カーナビの導入</p> <p>事業者におけるWEBサイトの開設</p> <p>ETCの導入</p> <p>優良運転者推薦制度の促進</p> <p>【その他の事業】</p> <p>主要地にタクシー乗り場の新設</p> <p>主要駅タクシー乗り場付近への案内表示板や概算料金を記載した掲示板的設置</p> <p>主要駅構内タクシー乗り場に近距離乗り場の設置</p> <p>運転者評価制度の導入の検討</p> <p>協会ホームページ相談コーナー等の苦情処理体制の充実</p>	<p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者、労働組合</p> <p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者、協会</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>協会、自治体、JR</p> <p>協会、自治体、JR</p> <p>協会、自治体、JR</p> <p>協会</p> <p>協会</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>中期</p> <p>短期</p> <p>中期</p> <p>中期</p>

	高齢者用外出支援助成金、障害者のタクシー利用補助金等の公的支援の拡充の検討	協会、自治体、運輸支局	中期
<p>(2) 安全性の維持・向上</p> <p>公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上させていく必要がある。</p> <p>また、安全・安心はタクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種研修会を実施するとともに、協会、会社をあげて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備する必要がある。</p> <p>さらに国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着実に取り組みつつ、今後10年間で死者数、人身事故件数をともに半減する目標を上回る改善率を目標とする。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>接客サービス向上のための研修会の実施（再掲）</p> <p>バリアフリー対応の教育制度の導入（再掲）</p> <p>地理教育の徹底（再掲）</p> <p>エコドライブの推進</p> <p>運輸安全マネジメントの講習の受講</p> <p>安全運転講習会の受講</p> <p>交通安全運動時の交通事故防止啓発活動</p> <p>交通安全運動期間中、「交通事故ゼロの日」キャンペーンの開催</p> <p>車内外を録画できるドライブレコーダーの導入</p> <p>アルコール検知器の導入</p> <p>ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施</p> <p>「セーフティドライブ・チャレンジ200」への参加</p> <p>緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育</p> <p>死者数、人身事故件数削減のための目標の設定</p> <p>【その他の事業】</p> <p>他の団体（自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体）と連携した事故防止活動の実施</p>	<p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者、労働組合</p> <p>タクシー事業者、労働組合</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者、労働組合</p> <p>タクシー事業者、協会</p> <p>タクシー事業者、協会</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者、セーフティドライブ・チャレンジ200推進会議</p> <p>協会、タクシー事業者、労働組合</p> <p>タクシー事業者</p> <p>協会</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p>
<p>(3) 環境問題への貢献</p> <p>政府は、温室効果ガスの削減目標について、1990年比で2020年までにCO₂排出量を25%削減することを目指すことを表明している。山梨県では平成18年度の総CO₂排出量のうち39.7%を運輸部門が占めており、そのうち約9割が自動車に起因するものである。自動車により排出されるCO₂のうちタクシー（LPG車）が占める割合は約1%となっており、タクシーは、山梨県の総CO₂排出量の約0.4%を排出している。</p> <p>今後、タクシー事業においても、温暖化対策等環境問題に対しても寄与すべく対策を講じるものとする。</p> <p>山梨県タクシー協会では、タクシー1両当りの年間平均CO₂排出量を24トンと試算しており、平成21年9月30日現在の車両数1,031両に基づく約25千トンのCO₂を排出している計算になる。</p> <p>こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応</p>	<p>【特定事業】</p> <p>電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進</p> <p>アイドリングストップ車の導入</p> <p>アイドリングストップ運動の推進</p> <p>グリーン経営認証の取得の推進</p> <p>GPS技術等を利用した車両滞留防止への取り組み</p> <p>デジタル式GPS-AVM機器導入とそれを利用した効率的配車（再掲）</p>	<p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p>	<p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p>

<p>車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。</p>	<p>エコドライブの推進（再掲）</p> <p>【その他の事業】</p> <p>公共施設前における低公害車専用乗り場設置など低公害車タクシー普及促進策に関する自治体等への働きかけ</p>	<p>タクシー事業者、労働組合</p> <p>協会、自治体</p>	<p>短期</p> <p>中期</p>
<p>（４）交通問題、都市問題の改善</p> <p>甲府交通圏では、主要駅等で生じている乗車待ちタクシーによる交通渋滞等の問題を改善し、円滑な交通環境を確保することを目指す。</p> <p>具体的には、乗車待ち時間を継続的に計測することで、乗車待ち時間の短縮に向けた改善策を推進する。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>繁華街、駅等におけるの街頭指導の推進</p> <p>タクシー乗り場及び周辺における美化の推進</p> <p>乗車待ち時間の計測</p> <p>【その他の事業】</p> <p>ショットガン方式の導入の検討</p> <p>タクシープールの整備</p>	<p>タクシー事業者、協会</p> <p>タクシー事業者、協会</p> <p>タクシー事業者、協会</p> <p>協会、自治体、警察、JR</p> <p>協会、自治体、警察、JR</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>中期</p> <p>中期</p>
<p>（５）総合交通ネットワークの一員としての機能の向上</p> <p>鉄道やバスなどその他の公共交通機関と連携した山梨における総合交通ネットワークとしての機能向上や、各都市政策、交通計画等と一体となった機能の向上を目指す。</p> <p>都市計画や新たな開発から生まれる新たな需要に対しても、公共交通機関として適切な役割を果たしていく。</p> <p>また、鉄道等での交通障害発生時の代替輸送機関として適切な役割を果たしていく。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>Suica、Pasma等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携</p> <p>鉄道車両、バス輸送障害時における代替輸送の連携強化</p> <p>【その他の事業】</p> <p>主要駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実</p> <p>都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進</p>	<p>タクシー事業者、JR</p> <p>タクシー事業者、JR、協会</p> <p>協会、JR</p> <p>協会、運輸支局、自治体</p>	<p>中期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>中期</p>
<p>（６）観光への取り組み</p> <p>個別輸送機関であるタクシーは、主要駅から地理不案内な旅客を目的地までの確に案内することができ、旅行者の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を活かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。</p> <p>訪日外国人旅行者数を2013年に1,500万人、2016年の2,000万人、2019年に2,500万人とするビジット・ジャパン・キャンペーン等「観光立国」を目指す施策が展開される中、地域の観光振興と連携し、新たな観光コースの開発や観光タクシー運転者の養成など、タクシー運転者のサービスレベルの向上、乗り場の工夫等サービスの充実を図る。</p> <p>さらに、山梨県では観光を重要な産業と位置づけ、「観光立県」としてのプランを策定している。タクシーに</p>	<p>【特定事業】</p> <p>観光タクシーの運行</p> <p>観光タクシー乗務員講習会の実施</p> <p>観光タクシー乗務員認定制度の導入</p> <p>接客サービス向上のための研修会の実施（再掲）</p> <p>主要鉄道駅乗り場における案内係の配置</p> <p>【その他の事業】</p>	<p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者、協会、やまなし観光推進機構、</p> <p>タクシー事業者、協会、やまなし観光推進機構</p> <p>タクシー事業者、協会、労働組合</p> <p>タクシー事業者</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p>

<p>においても山梨県をはじめ関係自治体の観光担当課との協力を推進する。</p>	<p>観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討</p>	<p>協会、自治体</p>	<p>中期</p>
<p>(7) 防災・防犯対策への貢献</p> <p>県都甲府で、24時間を広範囲に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により、社会貢献を促進する。</p> <p>具体的には、タクシー無線を活用し、被害の状況をマスメディアを通じて提供する「防災レポート車」の活動や避難場所への傷病者搬送などの搬送協定、自治体や消防等との締結等にさらに取り組み、防災対策を推進する。</p> <p>また、子どもたちの安全確保に資する「110番協力タクシー」制度や、タクシーに搭載のドライブレコーダーで撮影した映像を提供し、事件等の犯罪捜査に役立て、未然に犯罪の抑制に協力する取り組みなどにより、防犯対策を推進する。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>地域における治安維持への貢献</p> <p>地域における防災への協力</p> <p>地域における防犯への協力</p> <p>110番協力タクシーの充実</p> <p>車内外を録画できるドライブレコーダの導入(再掲)</p>	<p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p>	<p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p>
<p>(8) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上</p> <p>タクシー運転者の労働条件の一層の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件に関し、山梨県全産業男性労働者平均に引き上げることを目標とする。</p> <p>具体的には、賃金面では、平成20年現在、山梨県のタクシー運転者で251万円ある他産業平均賃金との格差を、また、労働時間の面においても、平成20年現在、山梨県のタクシー運転者で144時間ある他産業平均労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。</p> <p>これらの目標に向けて努力していく過程において、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>最低賃金の確保</p> <p>定年の延長又は雇用延長制度の導入</p> <p>日勤勤務から隔日勤務への転換等による長時間労働の短縮</p> <p>健康診断の充実</p> <p>仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実</p> <p>防犯訓練の実施</p> <p>車内外を録画できるドライブレコーダの導入(再掲)</p> <p>防犯仕切板の導入</p> <p>【その他の事業】</p> <p>食事、休憩可能な提携施設等の確保</p>	<p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者、協会、警察</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>協会</p>	<p>短期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>短期、中期</p> <p>短期</p> <p>中期</p>
<p>(9) 事業経営の活性化、効率化</p> <p>タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、かつ新たなサービス等への投資も可能にするための適正利潤も確保できる体制を目指すものとする。</p> <p>タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに業界としてもそれを支援する取り組みを実施するものとする。</p> <p>具体的には、車両費用の削減(共同購入等)、勤務制度の変更などによる効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上を推進する。</p>	<p>【特定事業】</p> <p>デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)</p> <p>燃料や自動車部品等の共同購入推進による経費の圧縮</p> <p>業務取扱事務のOA化の推進</p> <p>日勤勤務から隔日勤務への転換等による効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上</p>	<p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p> <p>タクシー事業者</p>	<p>短期、中期</p> <p>短期、中期</p> <p>中期</p> <p>短期、中期</p>

甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

平成21年10月28日

(目的)

第1条 甲府交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法(平成21年度法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、甲府交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。

3 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者組織する団体をいう。

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

山梨県知事

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

(3) タクシー事業者等

山梨県タクシー協会 会長

株式会社舞鶴タクシー 代表取締役

山梨貸切自動車株式会社 代表取締役

武田名鉄交通株式会社 代表取締役

甲州第一交通株式会社 代表取締役

有限会社玉幡タクシー 代表取締役

有限会社豊富タクシー 代表取締役

(4) 労働組合

全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者

全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(5) 地域住民の代表

齋藤伸右 (甲府市自治会連合会 会長)

天野七郎 (甲斐市自治会連合会 会長)

代永まつ子 (甲府市消費者協会 会長)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅 駅長

(7) その他協議会が必要と認める者

山梨労働局長

山梨県警察本部長

社会福祉法人甲府市民生福祉会 春風寮事務長)

(協議会の運営)

第 5 条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を統括し、座長を務める。

3 会長の任期は平成 2 4 年 9 月 3 0 日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成 2 4 年 9 月 3 0 日までとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合はそれぞれ種別ごとに 1 個の議決権とし、その他の構成員については各自 1 個の議決権を与える。合計 1 5 個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
関東運輸局長が合意していること。

関係地方自治体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

前条(6)及び(7)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) ~ までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

前条(7) 及び の構成員が合意していること。

前条(6)及び(7) の過半数が合意していること。

ただし地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

- (4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 (1)の議決方法をもって決することとする。
- 10 協議会は、地域計画策定後も定期的を開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。
- 13 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。